



Shimane

しまねの木



～県産木材の利用～

島根県は面積の約8割が森林で、森林率が全国第4位の森林県です。

その森林の半数が50年生以上となり利用期を迎えており、「伐って・使って・植えて・育てる」という森林経営のサイクルを生み出すことで、地域の経済を回し、地域の森林を守ることにつながります。



詳細・お問い合わせはホームページまたはお電話にて



島根県農林水産部林業課
(木材振興室)

島根県松江市殿町1番地

Tel. 0852-22-5168/6749

ホームページ

島根県農林水産部林業課

<https://www.pref.shimane.lg.jp/ringyo/>

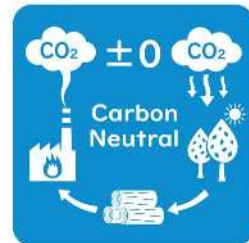


木造・木質化で高まる企業価値

【社会貢献への効果】①カーボンニュートラルに貢献

- 森林は光合成により、大気中の二酸化炭素を吸収、成長し炭素を固定します。
- 燃やさない限り木材から二酸化炭素が放出されませんので、

木材の利用は、大気中の二酸化炭素を減らすことにつながります。



【社会貢献する効果】②SDGs貢献への効果

- 持続可能な社会の実現には、企業の役割が重要です。
- SDGsを掲げ、その解決に向けて取り組むことは、環境に対する姿勢を示すことができ、「ビジネスの発展」「企業価値向上」につながります。

<木材利用は7つの目標に貢献>



【心理面の効果】③快適な空間づくり ～リラックス・癒しの効果～

- 木の手触りやぬくもり、香りから、リラックス・癒しの効果が得られます。
- 木材は、調湿効果や適度に音を吸収することから、住環境の改善が図られます。

【衛星面の効果】④消臭・抗菌の効果

- アンモニア等の悪臭成分を吸着することで消臭効果を発揮します。
- 二酸化炭素等の大気汚染物質の除去作用や黄色ブドウ球菌等の菌の殺菌効果があります。

【生産性の効果】⑤作業性・業務効率を 高める効果

- 職場環境の評価で、「接客時の非ストレス度」や「リラックス度」「親しみやすさ」などが高い傾向があります。
- 来客者の評価で、「魅力」「居心地」「温かみ」「香り」などが高い傾向があります。

【経済面の効果】⑥商品の魅力を高める 効果

- 店舗内の木質化により、
 - ①店舗の明るい印象・温かみ・魅力を感じる、
 - ②陳列した商品がよく見える、など高評価が得られています。

非住宅建築物の木造化・木質化に向けて

●主な県の補助事業

事業名	補助主体	補助率	上限額	対象	申請先
県産木材建築利用促進事業	県	使用量に応じて支援 10m ³ ～ (10万円～)	新築:100万円	施主 工務店	一般社団法人島根 県木材協会

・各市町村における活用可能な補助事業等は、それぞれのホームページをご覧ください

・国が実施する建築物の木造化・木質化に活用可能な補助事業等は、以下ホームページをご覧ください

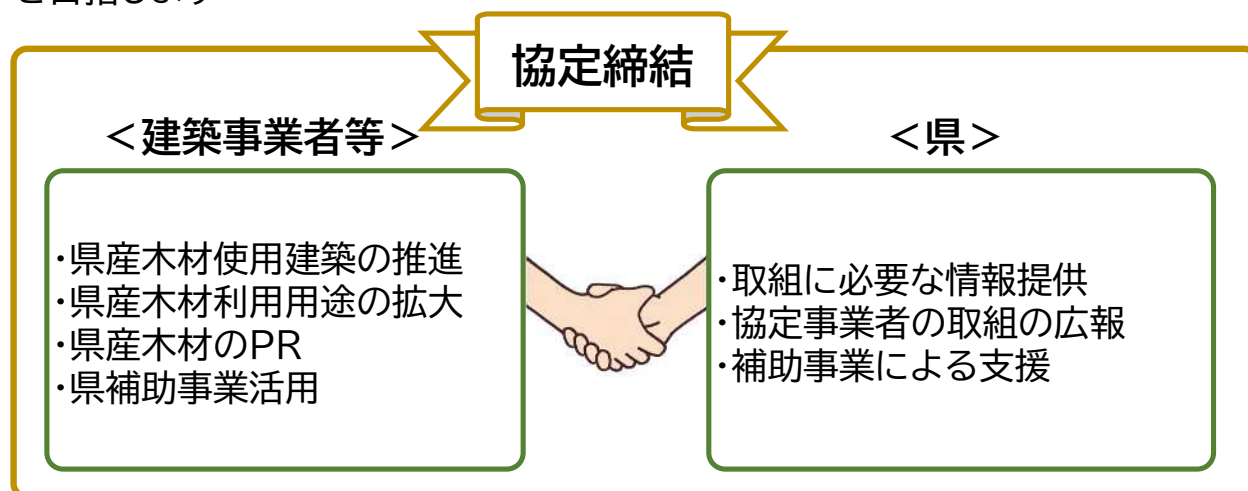
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/mokuzozigyoku.html>

●その他の取組



島根県建築物木材利用促進協定

県と建築業者等が国又は地方公共団体と協働・連携して木材の利用に取り組むことで、民間建築物における木材の利用を促進し、脱炭素社会・持続可能な社会の実現を目指します



<建築事業者等のメリット>

- 環境にやさしく SDGsに貢献する 県産木材を積極的に使うことで、社会貢献活動に取り組む企業として、**企業価値やブランドイメージが向上**
- 木材利用による炭素固定など環境保全への貢献は、**ESG投資など新たな資金獲得につながる**可能性
- 県の木造非住宅建築物への補助制度「**県産木材建築利用促進事業補助金**」の活用が可能(新築の場合)
(国の一部予算事業においては、加点等優先的な措置あり)

<協定締結手続きの流れ>

協定締結までの作業は以下の流れで行います
(必要な様式は、県ホームページからダウンロードできます)

① 事前相談

○県と協定締結を希望の事業者等の方は、御連絡の上、事前相談を行います

〔相談先〕

島根県 農林水産部 林業課 木材振興室
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
TEL 0852-22-5168・6749 / FAX 0852-26-2144

② 申入れ書の提出

○県と協定締結を希望の事業者等の方は、県に申入れ書(知事宛)を提出します

〔申入れ書提出先〕

島根県 農林水産部 林業課 木材振興室
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
TEL 0852-22-5168・6749 / FAX 0852-26-2144

※申入れ書の内容が法の目的や基本理念、県基本方針に照らして適当なものか確認し、協定締結の応否を判断します

③ 協定内容の調整

○申入れ者の作成した協定書案について、申入れ者と協議を行い、協定内容に係る調整を行います

④ 協定の締結・公表

○協定を締結した後、協定の内容を県HP等にて公表※します

※公表の内容は、協定の名称、協定の対象区域、協定の有効期間、協定に参加する者の氏名、協定の概要とします。